

風連町・名寄市合併協議会  
第7回 基本項目等検討小委員会

日 時 平成16年8月9日(月)午後6時15分～

会 場 風連町役場3階大会議室

**1. 開 会**

向井原幹事：こんばんは。本日は大変お忙しい中ご出席いただきまして大変ありがとうございます。  
ございます。

それでは、定刻になりましたので、ただいまから風連町・名寄市合併協議会第7回基本項目等検討小委員会を開催させていただきます。

この会議は、小委員会規程第7条第3項によりまして、成立には過半数の委員の出席が必要とされておりますが、本日は17名中15名が出席されておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。

尚、今日の欠席委員は、林委員と山崎委員でございます。

それでは、ここからは小委員会規定第7条第2項により委員長が議長を務めることになってございますので、福光委員長、よろしく願いいたします。

**2. 委員長挨拶**

福光委員長：皆さん大変ご苦労さまでございます。連日暑い日が続いてお疲れのことだと思いますけれども、ただいまから第7回目の基本項目等検討小委員会を開催してまいりたいと思います。

これまでいろいろと私どもに与えられている課題について議論をしてまいりましたけれども、継続する議題、そして合意に至った課題といろいろございますが、今日の協議事項としては、継続協議項目の審議についてということになっておりますが、主に議会の定数あるいは任期について議題とさせていただいて、できれば、今日のこの第7回で議会にかかわる問題については、合意に達したいと考えております。

先般、これまでの議会の任期あるいは定数のことについて議論を重ねてきて、やや見えた部分を6項目の委員長メモという形で、皆様方にあらかじめ配布させていただいております。それらを中心にして今日改めて議論をしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。この議会の問題はできるだけスムーズに合意に達して、住民が一番関心を持つ、住民に直接かかわりのある協議項目について一日も早く取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**3. 議 事**

福光委員長：それでは、この後は座って進めさせていただきます。

議事に入りますけれども、先程も申し上げましたが、継続協議項目の審議については、議員定数及び任期についてを議題とさせていただきます。お手元の6項目にわたるメモについて議論していただいて合意に達したいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長メモについては、合併の時期は18年3月とするということ、それから議員の任期は在任特例を使い、19年4月30日までとすること、在任特例期間中の議員報酬は、両市町議員の現行議員報酬とする。議員の定数は24または26とする、選挙区の設置は1回目の選挙のみとする。選挙区ごとの議員定数は、直近の国勢調査による人口比例配分として、議員1人当たりの有権者の数はおおむね2倍とする。こういったまとめといえますか、議論の柱を立てさせていただきましたので、これら6項目について皆様方のご意見をお願いいたします。

発言される方ございませんか。

中野委員、どうぞ。

中野委員：中野です。

この部分については、先日の懇談会の中でも、それぞれの議会でも十二分に議論いただきたいというようなことでございましたので、風連の議会としての協議の経過等についてお話をさせていただきたいと思います。

風連は、今までは、大半の議員が特例を使わないでいくべきだというような状況でございますけれども、今日までの小委員会での議論、また、名寄市側から出ている定数、特例を使わない場合の意見等をうちの議員の中で十二分に議論をしたところでございます。

この部分については、うちの議員も、この問題についていつまでもこの議論を継続すべきではないと。自分のそれぞれの立場は自らが判断し、早期に結論を出すべきだという意見が大半を占めたところでございまして、双方、これは話し合いでございますので、名寄が在任特例を使うということであれば、うちとしては原則で、あくまでもいくべきだという意見はあったわけでございますけれども、在任特例を認めた形の中で、当然ここに書いてあります選挙区、定数の問題もリンクをすることでございますので、在任特例を使い、定数においては26、そして選挙区定数においては18の8をお願いをしたいと。これはあくまでも最終的にはこの小委員会の中で決めることでございますし、決してがんじがらめにうちの議会として持ってきているものでもございませんけれども、これらの委員長メモ等を考慮しながら、うちの議会としてのお願いというか、経過の報告をさせていただきます。

あとは、現行歳費の報酬その他については、1回目の選挙まで、また1回のみ選挙区という部分については合意を得ておりますので、ご報告をさせていただきたいと思います。

以上です。

福光委員長：今、風連の中野委員から、在任特例を使うことについては了解をし、更に議員の定数については26名とし、風連の選挙区の定数を8としたいという発言がございま

した。

合併の時期については18年3月ということによろしいですね、在任特例を使うのですから。というご意見がございました。

今の中野委員の発言に対してご意見があれば発言をしていただきたいと思います。ごいませんか。

黒井委員どうぞ。

黒井委員：名寄の黒井です。

数回にわたり今日出ているメモについては議論をして、風連側の考え方が今きちっと出たわけで、私たちも主張していた在任特例の問題については、緩やかな合併を目指す中では1年間はそれなりの人数をもって協議すべきだということで、決してこれが住民に対して、我々に特別に与えられたものでなくて、住民のためにそういう特例を行使するという事は、よかったなと感じております。

ただ、在任特例を使う中で、議員定数については、以前から、私は22からと、類似の市の人口からいきますと22という話をした経緯もあるわけですが、合併という中ではやはりそういうわけにはいかないだろうと。せめて24ぐらいからスタートしたらどうだろうという話をしていましたので、こちら辺はちょっと議論の要するところかなと思います。

アンケートなんかによっても、住民側から見ますと合併のメリットは、経費の削減、その中には当然議会費の削減も含まれているということでございますので、これは26を、法で認められている満度を使うというのは如何なものかなという気がしますので、これらについて、私ばかりの意見ではなくて、また皆さんの意見をお伺いしたいと思いますので、委員長、そこら辺をよろしく願いいたします。

福光委員長：今、黒井委員からは、いわゆる法で決められている上限の議員定数26を使うことについては如何なものかという発言がございましたけれども、黒井委員としては、22という最初からの主張がありましたけれども、ここで24か26とするということで皆様方にお諮りをしているわけですが、その数についてはどうなのですか。

黒井委員：黒井です。

24という形でいきたいなど。合併する中で、現在名寄が約2万7,000人、それから風連が約5,000人というような中で、既存の市の例でいくと22名ですから、そのプラス2ぐらいが妥当なところかなと。名寄市側の議会の考え方としては、次回の選挙から議員定数を削減するというような協議もしていますので、それらの傾向からいって、26までとるのは如何なものかなという思いです。

その小選挙区の定数について、基本的にはこの6項目めにありますおおむね2倍とする、前回私は2倍を超えない範囲という話をしていきますので、こちら辺もちょっと議論の余地が

あるのかなど。24としていった場合に、風連さんが言う18の8という数字がもし生きるのであれば、ここら辺も議論的になるのではないかなという気がいたしますので。

福光委員長：選挙区の定数については今ご発言ありませんけれども、それは皆さんと議論しながらということでございますね。

黒井委員：そうです。

福光委員長：はい。

風連側の議会選出の委員の方、或いは名寄側の議会選出の委員から、在任特例を使うことについてはお互いに合意ができたお話がありました。しかし、定数のところで、24とするか26とするか、或いは22とするか。私のこの議論の柱の中には22という数字は出しておりませんが、24とするか26とするかについては意見が分かれていると思いますけれども、このあたりのところでそれぞれの議員の発言。

どうぞ、中館委員。

中館委員：中館です。

この特例を使う使わないというのが今までの大きな焦点だったと思うのです。前回の会議でも私が発言させていただいて、持ち帰って、がんじがらめにしないで、幅のあることで意見を据え置いてほしいという要請をして今日の会議があると思うのですけれども、風連の議員さんはそういうことで、幅のあるようなことで、風連の意見を下げて、名寄の特例を使っても構わないのではないかと。そうすることにおいて定数は風連の方の聞きなさいという、僕はそういう意見だと思うのです。その辺のところを、交渉ですから、やっぱり名寄さん側もその辺のところを十分風連の意見を尊重してもらわなかったら最初に戻ると。特例だめだということになると。僕はそう思います。その辺のところを十分考えてほしいと、こう考えています。

福光委員長：野本委員どうぞ。

野本委員：野本でございます。

今、中野委員の方から風連側の話があったわけですが、それに尽きるわけです。今、黒井委員の方からのお話のように、この26を4にするか5にするか。これは根拠があるようでないようで、その辺の議論は非常に、対住民福祉をどう構築するかということにすれば、数だけの論理ではないと思うのですけれども、これは初心に戻って、新たな両自治体がひとつ共通認識の上に立って新しいまちづくりをするわけですから。

ですからスタート時点は、今、中館委員からもお話しのように、特例の問題がまず前段で

解決した段階で26という数字、これをマイナス1、マイナス2という議論は、これは個々の問題ですけれども、こういう形でぜひ、住民の負託にこたえるような体制づくりをするためには、やっぱり26という形が。確かに3万、5万の法定からすれば、限りなく3万に近いですから、そういう議論をすれば。今回は合併というひとつの両自治体が新たな船出のための手法として、当然あってしかるべきだと私は思います。

福光委員長：中館委員、野本委員から、いわゆる特例の部分では名寄側に譲ったのだから、風連としては、新たな自治体をつくるわけだから26という数字でいってはという発言がございましたけれども。

岡本委員どうぞ。

岡本委員：岡本ですけれども、定数、数の問題でいろいろ今までも議論されていたし、同じことの繰り返しにはなると思うのですけれども、今の議論を聞くと、風連の方々が在任特例は認めないという基本的な線できていると。これは、私たちも名寄市民にこたえたいわけですから、私たちもこの会議の中で在任特例は認めないという線で行きたいと、そういうことを主張してきています。また、この委員会の中でも、いろいろな議論をした中でそういうことを議論をしたのですけれども、これはやはり両者があっている議論をして決まっていくことですから、余りそれにこだわらなくてということで、我慢をした部分もあるということを是非、理解してほしいと思うのです。

福光委員長：岡本委員から、在任特例については全体の合意の中でのことだからやむなしというお話でございました。

今、分かれております定数の問題について、他に発言ございませんか。

木賀委員どうぞ。

木賀委員：木賀です。

特例については風連さんもお理解いただいているようでございまして、私としては、特例が名寄の言い分とお考えのようでも、そういうことでなくて、人数の問題ともちろんリンクしてくる中で、風連さんの実情とか名寄の議員さんの実情、1年後に選挙もある、風連さんが来年ある、そういう現実性を考えたときに、市民理解を得やすいのはどちらかなと私は考えたときに、この特例という言葉が、富永さんが盛んに余りよくないと言うとおり、本当によくないと思うのですけれども、どちらかという1年間だけ延ばすことの方が町民、市民に説得は、私は26名より可能かなという理解を自分なりに持っていました。

議員の人数については、私は前から申し上げているとおり、22名以下という基本的な考え方を持っています。しかし、それは将来にと申し上げているとおりでございまして、今どうこうとは思っておりませんが、要するに人数については、何らかの形で満杯でないという

ことを町民あるいは市民に説明することの方が説得力があると思っております。

いずれにしても、風連さん1人がどっちに転ぶのかなという感じに表を見ていると見えるのですけれども、1人がどっちに転んだからどうなるという問題では私、個人的には余り、それほど大きな問題と理解をしていません。倍率の問題もありますから、1人が2人になる場合もあるかもしれませんけれども、できれば私は少ない人数の方が市民説得はしやすいかなと理解しております。

福光委員長：木賀委員からは、特例を使って定数を減らすことが市民理解を得られるのではないかという意見でございましたけれども、それらについて他に委員で。

高橋委員どうぞ。

高橋委員：名寄の高橋です。

今、木賀さんもおっしゃった意見と大体似ているのですけれども、最初私も特例というのは使わなくてもいいのではないかなということを提案させていただいたのですけれども、緩やかに事を進めるということであれば、特例もやむを得ないかなというのが今の気持ちです。

それと議員の定数なのですけれども、私も合併というものを考えると、1回目の発言でも私も言わせていただいたのですけれども、ある程度、整理整とんの意味では、26名というのは多いのではないかな、1人でも2人でも、24名なら24名でもいいのかなと思っております。

選挙区の設置と、1回目の選挙のみとするということであるのであれば、26名、一市民としてはやはり少ない方が、普通なのですけれども、合併ということでは納得していただけるのかなとは思いますが。

福光委員長：まだ風連側の委員の方も発言がございませんし、名寄側の委員も発言のまだない方もおられますけれども、24という定数、26という定数に分かれておりますので、これははっきりお互いに議論をしていただいて、そしてどこで折り合うかということになるのだと思うのです。他の問題については大体合意がいただけたと思っておりますが、ただ、定数の問題で合意に至っておりません。まだ発言をされていない方もおられるので、まず発言をお聞かせいただいて、そして調整なり何なりさせていただきたいと思っておりますので、発言をしてください。

西村委員どうぞ。

西村委員：西村です。

私は、風連の議長さん、中館さんおっしゃいました定数の26で問題は、これは風連町民としてはぜひそうあってほしいと願っております。合併特例の問題、在任特例、これも本当は風連の方はやるべきでないという意見が初めからあったようです。しかし私は、せっかく

の法律ですから、風連の町民の声を少しでも多く反映してもらうためには、これもあってもよろしいのではないかとすることは前から主張しておるわけです。しかし、風連の議員さん方の大方の声といいますか、風連町民の大方の声が在任特例については否定的な意見が多かったと認識しております。そこで、風連の議員さん方がいろいろお考えになって、在任特例というものについて理解を示されたということについては一定の評価を私はしたいと思っております。

そういうようなことで、どうしても私は少数派の風連町民の立場にありますので、この際ぜひひとつ26という数字を、これは1期だけの問題ですから、のんでいただいて、風連と名寄が融和したまちづくりができるように願っております。

以上です。

福光委員長：西村委員からも、定数については26を理解していただきたいという発言でございますけれども。

斉藤委員。

斉藤委員：私もこの議会議員の任務については、風連町の皆さん方が特例を使うべきでないというときから、在任特例を使っていく必要があるのではないかとこの立場を強く主張しておりまして、特に緩やかな合併、或いはまたいろいろな協議が実際に法定協議会という限られた中で、しかも時間的な制約もあるという面では、かかわっている議員が特例を使って、更にそれを深め、住民の願いを生かしていく、そういう面での特例であるというふうに訴えてきたわけでありまして、風連町の皆さんがそういうのも含めご理解をいただいたということではありますが、私としては分けて考えておりまして、特例を使うのは、名寄市あるいは風連のためというよりも、それぞれの住民、市民のために本当に願いを生かし、まちづくりを進めていく上での議会議員の果たす役割というのに改めて光を当てていくひとつの方式としての在任特例と、考えているわけでありまして。

それで、問題は定数であります。私は従来からは26名という自治法上でいう最大定数の活用が必要だと、まだまだ論議が煮詰まっていないうちでの多様な意見を反映させていく上での最大限の定数を確保していくことが一番の道ではないかと、最初にはそういう発言をしておりました。

その後、私どもの方としても、今それぞれ名寄の選出の皆さん方からご意見がありましたように、市民感情があるぞと。また、名寄議会としても、議員定数をそもそも減らしたのはどこにあったのだと、こういうような意見も含めていろいろ率直に寄せられておりまして、我々としてもそういう意見や願い、しっかり受けとめながら、風連町の皆さんの願い、それと合わせて結論を出していく必要があるなという視点から、私ももう少しこの26名と言っている立場上、今それをああだこうだというふうにはちょっと言い切れないものですから、率直に経過なども伝えながら、私どもの議会でのそれぞれの意見などもしっかり踏まえた上

で、もうちょっと論議の過程の中でそれらの問題についてははっきりした数を煮詰めていきたいなと思っております。

福光委員長：斉藤委員からは、この小委員会が冒頭この議会の問題について議論をしたときに26という数字が一定程度、斉藤委員から出ていましたので、そのつらさといいますが、24という数字が出たときのつらさもあるのだらうと思いますけれども、いずれにしても、冒頭申し上げましたように、この議会の問題については今日合意に達した形で終わりたいと思っておりますので、それぞれの主張は主張として是非出していただいて、その上で、どうすれば合意に達するのかというその方策も含めて考えていきたいと思っておりますので、まだまだ発言のない委員の方については発言を求めていきたいと思っております。

佐藤委員、いかがでございますか。

佐藤委員：風連の佐藤です。

冒頭、中野議長の方から風連議会の、決まった部分ではないのですが、多くを占める部分ということで報告がありました。

それで、これから言うことは決してその中野議長の報告を超えるものではありませんので、それはまず先にお断りさせていただいて発言をさせていただきますが、私は一貫して原則的であるべきだということを先の特別委員会の中でも繰り返しております。未だにそう思っております。

学者先生の言葉をかりて言えば、合併自体の部分とはかくとして、この特例というのは私は、一般的にはあめ玉というふうな言い方もされているのでしょけれども、さらにきつく言えば、私は毒まんじゅうだと思っております。これは新しい市をつくる意味で非常に大事な部分だと。一般的によく言われるのに、新しい酒には新しい酒袋をという言葉もありますが、新しいまちをつくるわけですから、首長も新しく選ばれるし、同時に議会の方も新しく選ばれて、そしてその中で新市がスタートしていくべきだと未だに思っております。

それが、もろもろの事情の中で私が理解をする理由の中には、まず、特例を使っても、他の事例のように4年を超えないということです。名寄市は特例を使って4年間の任期満了をするわけですし、風連町も来年9月の改選後1年間だけの特例ですから1年9カ月しか至らないということ、或いは首長と同時選挙を行うと行政的な空白が生じるというようなことも理由としては上げられているようでございます。

それから、特例の1年間と選挙後の4年間、合わせて5年間、これは特例区ともちょうど年数的にも符合するというようなことで、その5年間の中で新市をつくっていこうと。緩やかな合併という表現が今この場でも交わされておりますが、そういうことでやっていこうということだと聞いております。

そして、より多くの議員が、私は、これは私の言ったことでもあるのですが、やはり民意を多くの議員が新市に持ち込むべきだというようなことで、4点ほどの理由の基に特例を使

いたいということなのでしょうが、これはあくまでも言ってみれば議会側の、合併するしないの議決をする議会側に国から与えられた特例、あめ玉、さらに言えば毒まんじゅうということですので、これが本当にこの場では肅々と決められていくのでしょうか、大勢の流れになっているようでございますので。

ただ、それが今後町民理解、市民理解を得られるかとなると、まだまだ先に行ってみなければわからないということで、私はいまだにそんなことから、あくまでも新しい酒は新しい酒袋でという一貫した考え方は変わっておりません。

それで、定数についてなのですが、私は26ということと言い続けたわけですが、これは特例区とは全く切り離して、特例を使う使わないに限らず26ということの考え方は、24でもいいのです。ただし、風連として8名が確保できれば私はよろしいという議論に一步前へ進めればなっていくのかなと。あくまでも風連が原則でいくということを主張すると、風連側が原則でいくのだから、では名寄側も原則でいくということで、例えば原則というのは、人口比率が1対1が原則ですから、ではそれも1対1でやりましょうと。

或いは、更にいくと選挙区制度のあり方、小選挙区のあり方自体も、これは両市の基本的な事項として7項目の1項目に入っているわけです。これ自体も危うくなるよというようなこともあろうかと思えます。それは、私は、根本的にそれを両議会が確認をした上でこの法定に入っているわけですから、それはこの場には出てこないということと理解をしております。

そんなことをもって、私は、いまだに風連議会の声としてそういう声はあるということ、これは決して中野議長の報告を超えるものではないということ、これを改めて確認をさせていただいて発言をさせていただきました。

以上です。

福光委員長：ありがとうございます。

佐藤委員からは、定数については、24という定数であっても、風連の選挙区としては8を確保するという発言がございました。

黒井委員どうぞ。

黒井委員：今、佐藤委員の発言を受けてなのですけれども、先程発言した24でいくべきだという中で、小選挙区の定数については触れなかったのですけれども、何回かの会議の中で、私も22を言ったり、名寄の議員定数、次回の選挙から合併あってもなくても18という数字、何回か私も出しているのですけれども、そういった中では、私の頭の中では18が原則で26なのか24なのかと。その中で倍率的には人口比でいくと2倍を超えない範囲という、そういう思いの中で発言をさせていただいているのです。

今、8を確保できれば24でもいいということになると、この表は皆さん持っているのですよね。やや1票の格差でいくと2.45という形になるので、これは到底名寄市の議会側、

それから市民感情的にも、幾ら合併の中でもちょっと理解しがたい部分があるなということ、24の中でいけば、緩やかな合併あるいは風連町の自治区の中で民意をいかに反映していくかということで、ある程度の議員数を確保したい、それが8名ということなのでしょうけれども、であれば、24を名寄が主張するのであれば、17の7、おおむね2.02、2倍だというのが最大限私たちも考えられる数字かなということ、これに対して名寄もまだ理解はとれていないのですけれども、この際それを提示をしながら、風連側はそれでどうなのかという話もちょっと聞かせていただきたいなと思います。

福光委員長：今、黒井委員から、24定数の、選挙区定数については17の7というひとつの提案がありましたけれども、そのことについては風連の委員の皆さん方はあくまでも26と。それが、佐藤委員からは、在任特例を使わなくても26でいくべきだという発言もありました。26という数字、そして8という数字を確保したいという思いをお持ちだろうと思うのですけれども、24の定数の17の7という配分の発言については、そのことについて何か発言ございますか。

26か24かという議論と同時に、そのあたりの配分の問題もちょっと今提起があったわけですけれども、そのことについては、風連側の委員の皆さん方の考え方としては、どうしても8は譲れないと理解してよろしいのでしょうか。

中野委員どうぞ。

中野委員：中野です。

先程、佐藤委員も言われたように、現行うちの定数は今16なのです。

福光委員長：そうですね。

中野委員：16名でやっていますので、それが8というと2分の1というような状況になるので、最低現行の半分というか、8は確保をしたいというのが我々全体での話の中でも。比率でいきますと、名寄さんの場合は現行22ですね。それからいきますと、5割の状況には到底達しないですし。

ですから、これはお互い話し合いですから、対等という部分をどこで対等と判断するかということにも最後はなってくると思うのです。ですから、やっぱりその辺はお互い譲り合う中で合意点というのを見出していかなければならないと。私も最初申し上げたように、委員長判断も、でき得れば今日、方向を出したいというようなことでございますので、ひとつその辺を十分にご理解をいただきたいと思います。

福光委員長：発言どうぞ、高見委員。

高見委員：まず最初に、風連町議会の側でも一定の意見交換をしながら方向性を示していただいたということについては、中身のこととは別に、積極的な議論をいただいたことに敬意を表したいと思います。

ただ、ひとつだけ、今までの議論の中で、私は誤解を招いて、このままの議論をしてはいかなものかというふうに思う点が在任特例の問題なのです。今数の上で、定数が26という風連側の意見で18対8と。名寄側からは24にすれば17対7というような話でありますし、そういう面で類似をしている部分で整理をすればいいのかなというふうに考えるわけですけれども、ただ、私どもが在任特例の話をしたのは事実でありますから、それは率直にそのとおり受けとめていただきたいと思うのですけれども、佐藤委員の発言も私はひとつの意見としても極めて尊重をして受けとめさせていただきたいと思うわけであります。もう一方で私どもは、少なくとも風連町と名寄市の合併の中で、合併をして緩やかに、或いは風連側の議員の数も一定程度確保していくということから、そういう視点から議論をしても、風連町の選挙が来年の9月なわけでありまして、名寄が再来年の4月ということはもうご案内のとおり、1年7カ月ぐらいの格差があるわけです。

ですから、在任特例を1年使おうというのは、私はある面で、風連の定数が16年9月の選挙でこれが何名になるのかは、風連の議会の場なり、あるいは風連町の意向が示されることですから、16のままいくのか、或いは削減をされるということで考えておられるようですけれども。

そういう面では、平成18年3月から1年間の在任特例を使うということは、合併議論に係わってきた議会の側としても、一定のこの1年間で整理をしていく意味でも一定の議員数を確保することがいいだろうという思いも私は率直にあるわけでありまして、余計な心配をするなということになるかもしれませんけれども、これは名寄側も言えるのです。風連だけのことを言っているのではない。

そういう中で私は1年の在任特例というのは、ただ風連側が8だ7だ9だという議論で、26だ、あるいは名寄側で24だという議論が、本当にこれで議論をしていって住民の側に見える形になるのだろうかと思うのです。

ですから、ある面風連さんのご主張を整理をさせていただくと、18年3月で、仮に在任特例を使わないで26でいくということになると18の8で真っすぐ進むというご意見なりご主張だと思うのであります。

そういう面で私は、ある面で在任特例が毒まんじゅうとかいろいろありますけれども、そのところはもうひとつ僕は理解の仕方をしておかなければ、名寄側の意見を受けたから、だから定数については風連側のご主張を受けとめさせていただくという、この場でのやりとりで理解をしても、例えばこれが一般住民に理解がつくのかどうなのかと思うわけです。

ですから、私は、くどいようでありますけれども、在任特例の1年というのは、風連町で町民の洗礼を受けて当選をされた議員が1年間の在任特例を使って1年7カ月の任期を持つということですから、特例は1年間なのですから。そういう中で本当に合併を緩

やかにしていく、或いは風連側の主張を、合併後も監視をし、或いは意見を述べる議員の数というものが確保されるということが、私はそれほど悪の問題ではないのではないのかと思うわけでありませけれども、この点は、定数議論よりも、少し我々の議論が住民の側に見える部分もなければ、単に26、24のやりとりをすると、近隣の地であったような形で、このことが幕引きというか議論になっていくことについてはかなり危惧しなければならない課題だと思いますので、これは私の意見なわけでありませ。

是非、議論があればしていただきたいと思うのでありませけれども、在任特例、くどいようでありませけれども、名寄から申し入れをしたのは事実でありませから、その点は、風連側も理解をしていただいたことには敬意を表しませけれども、ただ、受けとめ方が、それは仕方なしということ、悪だということを受けとめられることだけはちょっと、いささか私はひっかかる部分が率直に言ってあるわけでありませして、その点、ご意見あれば議論をいただきたいと思ひませ。

福光委員長：今、高見委員から、在任特例について、風連の立場からいってもメリットはあるのだろうとただ、在任特例の受け止め方が、それは仕方なしということ、悪いだろうということを受け止めて、その事で名寄に譲歩したからというのは違うのでは。というような発言がありましたけれども、それぞれ風連の側の委員の皆さん方の考え方もあろうかと思ひませ。

冒頭申し上げましたように、この議会の問題でぶつかり合ったまま、形を持たないままに終わってしまうようなことについては委員長としては好ましくないと思ひませるので、お互いの主張は主張としながら、どこで折り合うことができるのかという、そのきっかけを探さなければならないと思ひませ、まだ富永委員発言されておりませないので、最後に発言していただひ。

富永委員：基本的には私は、今日の委員長メモに沿った意見を冒頭から申し上げておりませしたし、定数においてはもっと、最初の1期ぐらいは30人ぐらい、いてもいいではないかと。膨大な書類、いわゆる協議事項もいっぱいありませよというようなことは冒頭から申し上げておりませした。

それと、私、今回の合併の法律をくまなく読んでいませから、詳しくはわかりませ。ただ、世間一般的に、いろんな会社とか組織の合併というのは今盛んに、銀行も業界もいっぱいありませ。この中で、先程からいろいろ言われている在任特例という表現ですが、仮に風連の申し込みによって、名寄市側はともに法人格を18年3月をもってチャラにして新しいまちをつくらうということに理解を示して、温かくデリカシーを与えていただひで非常に理解を示していただひていませけれども、仮に企業側で言えば、どちらかが存続会社という意味で、片方が存続するのですよという表現を使って合併を議論した場合には、名寄市さんはかつての選挙で得た任期そのまま19年4月まで私は権利としてあるのだろうと。今回た

また対等合併という名のもとに、一度法人格を一回チャラにしようということで再スタート、だから名寄市議会も在任特例という表現を使わざるを得ない状況に置かれているわけです。存続会社という形をとった場合には、名寄市の場合においては僕は任期はそのまま生きるのが筋だろうと。

したがって、毒まんじゅう発言というのはちょっと私だけないと思うのです。もっと自信を持ってこのことに対して、町民の皆さんに、決してお手盛りではありませんよと。議員としても、何も卑下して、毒まんじゅうを食らうかのような発言をして、そんな自信のないことで町民を説得してもらったら私は逆に困ると。もっと信念を持ってこのことに当たっていただきたいと。だから最初からこのことについては自信を持って言うべきだし、ちゃんと理論武装をして町民に対して説明すべきだということを再三申し上げております。

ですから、そこら辺をもう一度冷静に、相手のことも、名寄市は風連町のことも考えていただく、風連町も名寄市の事情をよく判断した上で今回もし結論に至ったのであれば、私は本当にベストではなかろうかと。いろんな議論がありましたし、多少言葉のいき過ぎもあったように思いますけれども、私は、基本に立ち返ったら、対等合併って何だろうなということをもう少し整理して考えてみますと私の言っている意味がわかってもらえるのでなかろうかなと考えております。

定数に関しては、できれば、私は元々10の20ぐらい、30ぐらいでスタートしたらいいという考え方を持っていましたから、風連町議会の方がある程度、在任特例について町民に説明をするのだというようなことで結論が出たようですから、できれば、町民に説得するためにも、名寄市さんには多少不満が残るかもしれませんが、1回4年間だけ選挙区制を用いて風連に8名の枠をいただければありがたいなと思います。

福光委員長：それぞれご意見が出そろったようでございます。

一貫して風連の委員の方々からは、26という定数で8名を風連の選挙区として確保したいという意見でございます。名寄の方の委員については、22、24、26という話もありましたけれども、おおむね特例を使った場合、定数を減らさないと、市民に説明つくのかという思いも含めての定数の24という発言だったのだらうと思いますが、いずれにしても数字の部分で乖離がありますので、そのところはやはり詰めて今日結論に至りたいと考えておりますので、若干休憩をとりながら意見交換を平場でさせていただいて、その上で、合意に至れるのかどうか、是非、委員同士議論をしていただきたいと思っております。それを持ってまた再開をして最終的な結論に導ければと思っておりますので、15分ほど休憩をさせていただきたいと思っております。20分になったら始めますので、それらの詰めをしていただきたいと思っております。

(休憩)

福光委員長：再開いたします。

これまで議会の定数に関しては過去の小委員会で5回ほど議論をしておりますけれども、その最終的なまとめに今日至ったと思うのですけれども、休憩前のそれぞれの風連の委員の皆さんと名寄市の委員の皆さんの意見の対立されている部分が定数の24か26かというところでございますが、休憩中にそれぞれどのように合意に至るような議論になったのか、そのあたりの報告を兼ねながら意見を出していただきたい、考え方を示していただきたいと思いますので発言を求めたいと思います。

特に名寄市側から、斉藤委員どうぞ。

斉藤委員：限られた時間の中でありますので、深い意思統一ができたかと言われると物足りないわけなのですけれども、ひとつは、今までの論議の経過の中で、私どもにしてみれば住民の声、願い、そういうものも受けとめたりしながら、あえて選挙が終わったその年に定数を22から18にすると、こういう議会側としても住民に対する姿勢を示す取り組みをしてきたわけであります。

しかし、それが合併という新たな展開になってきたときにどうあるべきなのかということではありますが、ひとつは、私どもの方の論議の中で出てきているのが、黒井さんが提起した17の7というのは、おおむね票の倍率で言いますと2.02、これでいくと。これは、おおむね名寄としてみれば、風連町の皆さん方の多様な意見を反映できるひとつの道を確保できるのではないかと。

それともうひとつが、自治区ということで、ご案内のように、まだ確定はしておりませんが、法人格を持つ持たないやつですね。風連町さんの方では、それぞれの端々に出てきているのは、法人格を持った自治組織、ここで多様な住民の願いも反映していく、それをぜひ担保させてくれと、こういう話が出ておりますし、建設計画の方では自治条例、これも改めて入れていくと、こういう取り組みもあるということでは、一定の住民の声を反映していく、そういう道もあるのだなと、我々の中では意見があるわけであります。

ただ、私もつらいところが、最初に、26名でどうだと。考えてみたら私が一番最初に口を切っていたものですから、それも率直に地方自治法の住民自治をしっかりと担保して、住民の多様な意見を生かしていくと。そういうふうなときには、最大限、合併という出発に当たってのそういう願いを、意見を担保していく上では最大を活用していくことが一番住民に理解も得られるのだという、これは私個人の信念があるものですからそういうふうに言ってしまったのですけれども、ただ、私も議会という皆さんの合意、論議をバックにしながら出ている、そういう側面も否定はできないものですから、両面、ちょっとおまえ何言っているのだとおしかりを受けるかもしれませんけれども、そういう面も含めて風連側の皆さん方のご意見を伺いたいと思うところであります。

福光委員長：斉藤委員、風連側の意見を求めたいというお話でしたけれども。

齊藤委員：ちょっともうひとつあったのですが、そういう倍率でいっているのですけれども、あえて風連町さん側が8でこだわっておられる根拠をもう少しわかりやすく話してもらいたいと、ひとつお願いしたいと思います。

福光委員長：風連町さん側が定数26にして、風連選挙区については8を確保したいという提案がございまして、それについて、8の根拠は何だという齊藤委員からのお尋ねで、どなたか、根拠といいますか、名寄が18なら、風連が26とすれば8ではないかと一番わかりやすいのかもしれないけれども、しかし8とする根拠が何なのかという考えについては、どなたか発言ございませんか。

中野委員どうぞ。

中野委員：中野でございます。

今、8の根拠と言われましても、これは、おおむね2倍程度というような当初の委員長メモが出ておりましたので、最大限、そして、我々本当に5千数百の人口の中で、ましてや選挙区は1回限りというような話の中でいきますと、4年後、特例を使った場合の5年後、その後についての選挙は全国区でやるということでございますので、その5年間については人口比でなくて、少しでもこの委員長メモを尊重しながら最大限8をお願いをしたいということでございますので。

当初から特例は使わないというようなことでうちは話をしていたわけでございますけれども、この経過の中で、定数及び任期については、(2)、(3)、(4)、(5)は当然リンクするだろうというような話の中で最初からの経過がありますので、ここで本当に、特例は風連がよしと。風連もよしとしたのだから、定数の部分についてはまた新たにという議論で言われているような気もしないでもないのです、風連としては。ですから、経過の中では、リンクをするし、ましてや、うちは選挙区、これは1回ということで双方理解をしていますけれども、非常に小さいまちとしては2回後については何人選挙をうちのまちから議員として出れるのだろうという不安も多いわけですが、この経過についてはご理解をいただき、何とか18の8ということでお願いを申し上げたいと思います。

福光委員長：中野委員から、議員1人当たりの有権者の数が、1票の格差おおむね2倍とするという私のまとめとして出させていただいておりましたけれども、26とすれば2.18の1票の格差、それでいけばやや2倍とすることに合致するのではないかと。だから8だというふうに理解してよろしゅうございますね。

中野委員：いいです。

福光委員長：はい。

そういう8という数字の根拠だということでございますので、ご理解をいただきたいと思  
います。

これ以上まだ議論をしなければならないというふうにこの定数のところでお思いでしょ  
うか。なければひとつひとつ確認をさせていただきたいと思うのですけれども、よろしゅう  
ございますか。

幹事長どうぞ。

今幹事長：幹事長という立場で、これから結論を持って住民説明会などをしなければなら  
ないと思っております。その際、今、名寄側、風連側からそれぞれ意見が出まして、名  
寄側からは、経費節減のために24、それから法定目いっぱいでは市民理解を得られないか  
ら24、風連側からは、住民の負託にこたえるためにはどうしても26、或いは少数意見を  
反映するために26と。30という議論もありましたけれども、提起されているとおり26  
でないかということでありまして、これらをもう少し議論を進めていただかないと、住民説  
明会の中で恐らくこの問題が出るだろうと思っております。

したがって、その辺の両者のかみ合わせをもう少し委員長の計らいで議論していただけれ  
ば、なお結論を求める場合は住民説明会のときも非常にスムーズな説明ができると思っ  
ておりますので、よろしく取り計らいをお願いいたします。

福光委員長：今幹事長からそのような指摘、提案がありましたけれども、もう少し議論  
をかみ合わせて、26という数字の根拠といいますか、そのあたりをはっきりさせて、住民  
に説明できるような理由づけというものを確立してほしいということでございます。

黒井委員どうぞ。

黒井委員：黒井です。

今、今幹事長の方からお話しありましたが、私も経費削減という言葉を使って、名寄市議  
会側としてもそういう住民意識を組み入れながら次回の選挙から定数を削減しようという  
合意をつくっています。合併とはいえ、どうして合併するのだと。これだけ財政逼迫してい  
る中で1つの市1つの町が合併をしていく中、お互いに痛みを持ってやらなければならぬだ  
ろうと。当然人件費、これは職員もそうですし我々議会側もそうですし、住民側も我慢する  
ものは我慢し、耐えていかなければならないという、そういう意味での合併、決してバラ色  
の合併ではないと私は認識をしているのです。

そういった意味で、我々の足場だけは何とか確保して住民に理解を求めるというのは、名  
寄側としては非常に辛いものがあるのかなという感じがします。

あと風連側の言い分も十分理解はできます。現在、定数で16のところを半分になるし、  
それを風連側の意見として、1つの市になったときにどう反映してどう民意を吸い上げてい  
くかという、そういう問題もあるということは十分理解をします。ですから、あくまでも1

対1の定数では到底承諾できるものではないだろうと。せめて2倍ぐらいは確保することが我々としての判断はできる、或いは住民的に理解のできるところだろうと、説明のできるところだろうということで申し上げます。

私が今言っている、合併はどうして合併するのだ。お互いにつらい中での合併だから、我々の足場も少しは削っておいた方がいいのではないかと。よしんば26で、24でまとまらない、合意ができないということであれば、示すところは、2回目の選挙からどれだけ減らすのだという、住民側にそういった方向性も示していかなかったら、やっぱりちょっと理解ができないのではないかなと、そういう一面も持っていますので、これは是非とも風連側からそういう意見を、私に対する意見をさらにいただきたいなと思いますので、よろしく願います。

福光委員長：今、黒井委員から、風連町さん側の委員の主張も理解できて、26という数字、そのことについては一定の理解はするけれども、しかし、合併後の2回目の選挙から果たして26という数字でいけるのかというお話がございました。

そのことについて風連の委員の皆さん方ではどうお考えになっておられるのか、そのあたりちょっとお聞かせをいただきたいと思いますけれども。

佐藤委員どうぞ。

佐藤委員：まず、振り返って考えてみなければいけないことは、この合併議論が1市1町で始まる以前の経過も含めて、1つのキーワードが、周辺を寂させないというものがあったと思うのです。それで、これが最大のネックになって当初目指したものが成立しなかったと。それで第2段階として今回の合併話が出てきているということなのです。ですから、決して寂させないということは、議会の定数だけがそうではないのですが、やはりここは周辺に対する配慮、或いは大きいものが見せる度量、これをこういう場で見せていかなければ、なかなか難しい状況になってくるのではないかなと思います。

それから、今2回目以降の話も出ていますが、これについては新市の中で当然活発な議論がなされていくものと思いますが、今議論しているのは1回目のことでありまして、2回目は当然だれが考えたって、今のこの時代の流れ、それから世論、これは当然住民がそういうものを求めるでしょうし、実態に合った数に常に置いていくということが求められるところであると思いますので、それは今ここで論議するまでもないことだと私は思います。

繰り返しますが、周辺を寂さびさせないということをどのように私たちがとらえるか、風連側としてとらえるか、名寄市側としてとらえるかということのひとつの具体的な事例がこの定数問題なのかなと思います。

福光委員長：野本委員どうぞ。

野本委員：野本です。

これは、いろいろ議論のかみ合わないところはあるのですが、いずれにいたしましても、3月の下旬に首長同士の協定から始まって4、5、6、7、8と5カ月の間、周辺住民の皆さん方からも、こういった上の方ばかりの議論に終始しているということで、非常に小委員会等についても批判が高まろうとしている状況も踏まえて、先程、中野委員からも風連側の考え方が出ていたわけですが、あくまでも今までの議論の中では、特例の問題、それから定数の問題もひとつセットの中で考え、冒頭のお話しの中で、在任特例の問題がある程度解決の兆しが出たと。その後この定数の1つ2つの差の問題でいろいろ議論が出てくるわけですが、それから財政問題云々は、今後のこの協議会または事務方の専門部会等々の中でいろいろと、当然基本的には合併を目指す段階では、すべからくスリム化を目指して、削る部分は削るのは当然のことですけれども、理由づけはいろいろありましようけれども、あくまでもセットで在任特例と定数の問題というのは今まで議論してきたわけですから、今日この場に至って、これはこうだから理由はこうだこうだということはもう議論は終わっているのではないかと。

したがって、他の府県でも、市と町村の合併で非常にスムーズにいった事例も、それは今日お集まりの委員の皆さん方もいろいろ聞いておられると思いますけれども、非常にスムーズにしているところは、やっぱり大きなところは小さいところを温かく抱き込むという姿勢がすごく、優良事例で非常に多くマスコミの中で取り上げられております。

だから、ぜひ名寄市さんも、いろいろ不平不満もあろうかと思いますが、これはもう既に7回目ですから、5カ月の月日が経っているわけですから、是非26という数字を。これは法定外数字なら別ですよ。法定内の遵守された数字ですから、これは我々当然責任を持って住民説明もしていかなければなりませんから、この辺で、次の肝心な各論に入るためにも、ご理解を得たいと。我々議員側からすればこれは手前みその議論になりますので、是非これからの各論を、住民対策の各論議論を進めるためにも、これは1期だけですから、ご理解を賜って、今後の8回目以降の議論がスムーズに行くように、特に名寄市の各委員の皆さん方にご理解を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

福光委員長：高見委員。

高見委員：名寄の高見です。

議論がありましたけれども、7回といっても、議会の議論は3回くらいですか。ただ、私は意見がそう違っていないと思うのです。風連町さんの努力も、とりわけ選挙区選挙は1回限りにしますよと。私はすごい英断だと思っているのです。そういう意味では大変評価をしているところなのです。在任特例の問題と定数と選挙区選挙をどうするのかという部分で、野本委員からお話しありましたように、私ももまさにセットで考えていくべきだというふうに思っていたわけでありまして、そういう面では、人口の違う名寄と風連、それほど大

大きく違うというわけでもないですけども、しかし2万7,000人と5,500人ということですから、当然議員数の違い等々が出てくるわけです。現在の16から、先程も話しありましたように、半分程度になるという点でも有権者数の格差を2倍にしようとおおむね2倍にしようということも一致しているのです。ですから、私はそう名寄側、風連側の主張が大きく違っているということでは決してないと思うのです。

私どもも、選挙区選挙が1回ということですから、そういう面では風連の委員の皆さん方がご主張される部分については、できるだけそこは率直に受けとめていきたいと思っているわけでありまして、そういう面では、いわば定数の26を、内訳にしても、そこはおおむね、中野委員からも言われたように18対8と。名寄側でお話し申し上げているのも、24にしても17対7ですよ。目いっぱいそこはお互いに2倍というところに近いところに来ているわけですから。ですから、私は、これが感情的な議論でなくても、議論的にはかなりそういう面で一致をしていると。しかも選挙区選挙を1回にして、2回目からは一体感を持った選挙を行おうではないかという提起も風連町さん側からされているわけございまして、ですから、そういう面では私は評価をして、一致点は見出せると思っているのです。

ただ、名寄側で主張をさせていただいているのは、法定数の26、合併期だから、創設期は目いっぱい使ってもいいのではないかという意見と、そうはいっても、もう少しこのところは見ていくと24ということで、法定数を割り込んでも、名寄、風連ともに1人ずつ割り込むことになるわけだけれども、そういうところで一致点がお互いに議論して出ないかどうかと、こういう議論だと思いますから、根本的に違うということではないと思うのです。

ですから、本当に法定数を使って8を風連町がどうしてもという議論が先程あったように、8が7になってどう違うのか。名寄も18が17になって、つらさはお互いにあるわけですけども、頑張ってみようかというような意見の開陳ございまして、お互いにそこところは、定数の部分は理屈がそれほどきっちりあるわけではないわけですから、法定数を目いっぱい使うか、一定程度住民感情というか市民感情も受けとめながら24ということで2を削るかで、いやいやそれはもう心配しないでこういこうということになれば、そこはそういう整理をしていくという度量というか腹は少なくとも持っているつもりです。

ですから、全く議論をしてきたことが違う意見を言っているというのではなくて、住民に説明するときも、風連町と名寄市の選挙区制度は1期で終わるということは住民にもしっかりと理解の得られる課題だというふうに私は思います。ですから、そこが、もっと言えば歩み寄れるか、1ずつ減ずるのか、いやいや18対もう8しかないということなのかの整理だけでないでしょうか。

福光委員長：木賀さんよろしいですか。

木賀委員どうぞ。

木賀委員：この議論はいつまでしてもなかなか結論が出ない話ですけども、議員定数、

私は少ない方がいいというのは一貫して、何も合併があるからとか合併がないからということではなくて、議員数はもっと少なくてもいいという基本的な考え方を実は持っている。その理由を述べよと言われると、非常にしゃべりにくいお話でございます。富永さんあたりは、経済人であれば、少数精鋭にするとうなるかということがわかるのと同じことでございますから、余り語りたくはありません。

先程、高見さんも言ったとおり、7か8か、17か18かですから、そこら辺、1人でどうなるかという話になっていますが、そこで住民のなるべく意見を反映したいというお話とそこら辺が整合性があるかどうか、私にはちょっと理解はできませんが、富永さんの言われる10対20とか12対23とかと、これなら私はかなり住民の意見を反映するというところに理論的には通るかなと。

それと、特例を私は推進しましたが、特例を推進したということは、風連さんが10名ないし12名か14名か知りませんが、その人数が出て名寄の市議と議論できる、風連のまちづくりに意見を述べる機会があるというのは、私は1人や2人でない、大勢の人数が議会で風連の住民意見を述べることができるから特例を使ったらいかがですかと言っているので、名寄のエゴで、名寄の市会議員が19年の4月に任期が来るから我々は特例を使った方がいいと私は言ったつもりは全然基本的にありません。

基本的には、風連の町民の意見を反映するには12名なり14名なりの方が、そういう場合に意見こそ反映できるけれども、7と8が意見が反映できるということになるかという、私はどうもそうはならないような気はしております。少数精鋭でいきたいとは思いますが、どうしても妥協点が見つけれないということであれば26も、私としては22は、なるべく将来はそうしてほしいという気持ちはありますけれども、それを我々が頑張ってみたらとってどうなるものでもありませんから、別に26を完全に否定するつもりはありません。しかしながら、名寄としてみれば、やはり市民に説明しやすいのは24、風連としては町民に説明しやすいのは26と、こういうふうに聞こえます、基本的には、これはだれが聞いてもそういうふうに聞こえるのかなと思います。

そこで妥協点をとということなのだろうと思いますから、選挙区を1回という英断を風連さんもされております。これは本当に英断だと私も思っております。先に附帯決議をして束縛することはこの委員会としてはできないだろうと思います、もちろん。でも、将来に向かって大幅削減というある程度のご意見がとれるのであれば、26というのも私はやむなしという意見は持っています。

福光委員長：ありがとうございました。

委員長のまとめとして、1票の格差をおおむね2倍とするということにさせていただいて皆様方にご提起を申し上げました。26の定数であれば1票の格差は2.18、24であれば2.02という、大きな開きはないと思うのです。しかし、風連さんの委員の方々が一貫して26の定数を持って、選挙区としては8人を確保したいという意見でございます。名寄

の方は24、しかし風連さんの思いを受けとめれば26、それもやむなしかというようなご意見もございましたが、ただ、そこで、26とするならば、果たして先の定数の問題はそれでいいのかという意見も木賀さんから出されましたけれども、そういうことも念頭に置きながら、委員長としては26という数字でここはまとめたいと思いますけれども、ご意見、反対ございませんか。もし26という数字で定数を定めさせていただけるならばそうさせていただきたいと思いますけれども、よろしゅうございますか。これ以上議論を進めることが如何というように思いますので。

高橋さんどうぞ。

高橋委員：26名でやや決まるのかなという雰囲気になってはいますけれども、名寄の市民の人たちが議員の定数を、ここで決めたということは、議員さんもお互い両町、両市にいるわけですから、私たち一般の委員がということではなくて、議員同士が決めたのではないかという懸念も出てくるかもしれません。そのときに、風連は8名ということなのですけれども、名寄がそういう18名ということに対して、一般市民がちょっと議員さんをシビアに見る面が出て、心配があるのではないかなというのが今ちょっと考えるのですけれども、如何でしょうか。

福光委員長：そのことについて議員側から発言する方おられますか。

高橋委員：相当な、相当ということないのですけれども、名寄市議会の議員さんは名寄市の市民から、いいのかとか、そういうバッシングはあるのではないかなと思いますけれども。

福光委員長：先程、富永委員から、在任特例の問題についてもしっかりと理論武装をして住民に説明ができるようにならなければならないという話がありました。もちろん定数の問題についても、26という数字が出されたら、それはさまざまな形で議会に風が当たるだろうというふうに、それは覚悟しなければならないと思います。

しかし、それも議員としての宿命でないかと思って私なんかはおりますし、当然市民からの批判はあったとしても、それはしっかりと議員という立場で説明をしていかなければならないと。なぜ26にしたのかということについてはそれぞれの議員が説明をしなければならぬと思っております。もちろん住民説明会の中でも、なぜ26にしたのかと。先程、今幹事長の方からそのところの議論が欲しいという話がありましたけれども、議会側の委員としては、そのところはしっかりと説明を持って臨まなければならないというのは委員長としては覚悟したことでございますし、それぞれの議員の皆さん方も、委員の皆さん方もその覚悟はお持ちだろうと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

改めて、26という定数にさせていただくということについてよろしいか。

今幹事長の方から何か発言があれば。

今幹事長：今、高橋委員さんからも話がありましたけれども、議員さんもそうですけれども、委員も市民に対する説明をしなければならぬ。聞かれたら説明しなければならない。積極的にあるいは説明しなければならないということで、先程来出されている26にすることについては、協議の上での26でありますけれども、風連さんから主張されている小規模の、少数の意見反映をどうするかということを中心にしてやるのかどうかということについては、やっぱり少し話した方がいいかなと思っています。

それがひとつと、もうひとつは、黒井委員さんからもお話がありました、26の場合は次回から削減の方向でどうだろうかという意見、それから佐藤委員さんからの、2回目以降は定数減は必至の方向だという意見、それから木賀委員さんからは、将来削減であれば26やむなしということで、この附帯意見みたいなものがあるわけありますから、この将来のことについても意見交換をしておかなければならないのではないかと。それは難しさはひょっとしたらあるかもしれませんが。あるかもしれませんが、ある程度まとめとする段階では、いきなり26ということではなくて、その辺のことの理論整理もしておかなければならないというふうに思いますので、計らいをお願いしたいと思います。

福光委員長：斉藤委員どうぞ。

斉藤委員：幹事長、我々今日1回だけではなくて、もう既にこれは第3回目からかな、4回論議してきているのです。その論議の過程の中で、今言われた少数意見の反映の問題から一定程度、論議してきているわけです。それを改めてここで提起するというのはどういうことなのですか。

福光委員長：今幹事長。

今幹事長：今ですけれども、今、委員長の方から26でと、こういう話もありました。それを受けての発言であります。したがって、26にするためにはどうだという理論をきちっと持たなければならないと。そして、個々の議員が持つだけということではなくて、この委員会としてきちんと持たなければならないだろうという意味で問題提起をさせていただいた次第であります。

今まで議論は議論としてありました。ありましたけれども、委員会としてのその26にするというまとめとありますが、そういったものは私自身、ないように感じています。

福光委員長：斉藤委員どうぞ。

齊藤委員：それはちょっと。それだったらなぜ論議している間に幹事長という立場で積極的に、これはこう考えると、こうあるべきでないかと、そういう論議が全然なくて、今ここへ来て皆さんが苦渋の選択、判断をしようかと、こういうその間にそのような言い方をするというのはちょっと私は如何かと。そうではないですか、皆さん。私はそういうふうに感じますけれども。

福光委員長：黒井委員どうぞ。

黒井委員：黒井です。

今、今幹事長から言われているのは、私はある程度理解はしたいなと思っています。ということ、木賀委員からも、26でもやむなしと。そして、であれば議員定数の削減は将来においてという、私も理解するのであれば、それが附帯になるのか、どれだけの拘束力を持つのかはちょっとまだ疑問がありますけれども、例えば私なんかはもともと22を主張して、本来であれば、この規模であれば22が本当であろうけれども、今言うような少数意見、或いは先程、風連側からでておりました大きな気持ち、地方といいますか、周辺が寂れないような自治体をつくってほしいという願いをきちっとくみ入れた形で26を1期間だけを定数として持つと、法定満度を持つという理論づけをしておきたいなという思いであります。

ですから、定数22までというのが、その数字まで入れられるかどうかはちょっとわからないのですが、思いとしてはその思いで、私も26には合意せざるを得ないなという感じでいっています。今幹事長はそういう意味で言っているのかなという気がしますので。

福光委員長：今幹事長。

今幹事長：今ですけれども、最初の齊藤委員からの発言がありまして、どうしてこの場でそういうことを言うのだということでもありますけれども、委員会としてまとめる場合にはきちんと理由づけしなければならないと思います。苦渋の発言をしているということは理解できています。ですから、委員会としてまとめる場合には、26についてどうだと。例えば経費節減であるとか、或いは市民の理解を得づらいとかという議論もあるわけですから、一方では、それを乗り越えて26と言っていたら意味というのは私は受けとめますけれども、しかし、委員会としてはきちんと26にすることをまとめなければならないと思っていまして発言をさせてもらったということでもあります。

それからもうひとつは、次回からの削減の方向についての議論であります。そのことについても、例えばここで決めるのか、或いは申し送りにするのか、或いは一切触れないのか、このこともここで決めておかなければならない、議論しておかなければならないと思っております。あえて発言をさせていただいたということです。

福光委員長：高見委員どうぞ。

高見委員：私も今幹事長の言われることについて理解をいたします。理解をするというのは、一定のまとめの段階で、特徴的な意見はやっぱり整理しておく必要があるでしょうというふうに思います。

それで、定数の今後の削減の問題というのは、私は佐藤委員から話がありましたように、合併期の創設期の定数はこうであるという部分と、次回については、新しい議会の中で定数問題については議論をしていくということしか。私もこの場でまさか定数をどれだけ下げるという議論はいかないと思うわけでありまして。

ですから、そういう面ではちょっと文言を整理をして、暫時休憩して、一定の特徴的なところで整理をして委員長のまとめしていただくことの方がよろしいのではないのか。今までの議論を全部まとめてくれという意味ではなくて、特徴的に今回出ている部分では、先程、話しあったような部分については若干文言整理をしてまとめにいただくことの方がよろしいのではないのかというふうに思います。

福光委員長：他に発言ありませんか。

26の定数に合意に至るその理由というか、そのことをまとめる必要があるというお話ですけれども、一貫して風連さんが、いわゆる小さいまちの意見を議会の中で通すためのひとつの数の確保として、名寄市が18ということに削減をすることに決めているのであれば、26という定数をもって8人が風連の選挙区となるというふうにしていわゆる26の定数を求めたのだらうと私は理解をしています。だから、そこのところをどういうふうに、それ以上どうやって理由づけるのかということになっていくのだらうと思うのですけれども。

今幹事長：そうではなくて、風連さんがでなくて、この委員会としてこう判断しましたということがなければ、住民説明会へ行ってもまさか風連さんが主張しましたからと、こういうわけにいかないと思うのです。ですから、委員会としては最後のまとめをきちんとしなければならぬと私は思っていますので、そういう意味で発言させてもらいましたので、取り計らいをお願いしたいと思います。

福光委員長：ただ、定数の26人のしっかりとした理由をつくらなければならないというのは確かにありますけれども、ただ、次回の定数の問題についてまでこの小委員会が……。

斉藤委員：それは事務局サイドがまとめるということが必要。

福光委員長：それを、この委員会の中でまとめたものを確認しなければならないという

ことだろうと思うから、それはわかります。

それで、次回の定数の問題についてまで、それは佐藤委員や中野委員や、あるいはそれぞれの委員から出た発言というものがひとつあるだろうと思うのですけれども、それは議事録として当然残ることだろうと思うのです。

改めてここで附帯意見という形でつけるのかどうかというのは、ちょっと、なじむのかどうかというのがひとつ私も疑問に思っているのです。それは次回のいわゆる新市の議会の中で決めることではないのかなと。しかし、この合併協の基本項目の小委員会の中でそうした意見があったということは現実としてあるわけですから、それはそれぞれの議員がそれを背負って新市の議会の中で発言していけばいいことではないのかなというように私は思うのですけれども、今幹事長何か。

今幹事長：今ですけれども、確におっしゃるとおりだと思いますけれども、もうひとつこの中で決めかねるのであれば、意見として、合併協議会に報告をする際に、こういう意見がありましたとか、こういうふうに意見として集約されましたとか、こういうことは、決めではないけれども、意見として、附帯意見という形で出しておくことが必要かと思っております。

福光委員長：皆さんいかがですか。

野中委員どうぞ。

野中委員：今幹事長は心配の余りにいろいろ、幹事長と委員という両面の立場であえて提言されたと思うのですが、答えは、要するに条件としては1回限りというその裏には、これは最大公約数をとった、1回限りの裏にはもう十分今まで議論、それからそれぞれ個々の委員の思い、精神論も十分語り尽くされているのではないかとということで、これは大枠としては1回限りということで19年4月、これから2年数カ月後の事案ですので、そのときにはまた地域性ですとか上川北部の経済状況とかもろもろの、今そこで綿密に、論旨を改めてこの小委員会の中で1つ1つするというのは、これは私は如何かなと。

そういうことで、大綱としては1回限りという1つの精神論で各委員の意見統一を見ているわけですから、あとはそれにさらに肉づけをとということになれば、それぞれ事務レベルで議事録も精査されているわけですから、その辺はまた正副委員長の手元で調整をするのが妥当だと思いますけれども。

福光委員長：他に発言ございませんか。

福光委員長：高見委員どうぞ。

高見委員：私は、定数問題の今決めるだけでなく、これはリンクしているという先程から意見あると思うのです。ですから、もっと言えば、正副委員長が出された6項目のメモというのは極めて適切であったということで私は評価をしながら、定数問題に突出するのではなくて、こういう関連性をやっぱり委員長として、まさに委員長メモを出してもらった部分で、私はその中に定数問題も含めて一括してまとめるべきだという意味合いのことで言っているのです。

その中で、例えば定数問題についてはこうした意見もあったけれども、こう決めたということ、委員長裁定としては決めるのなら決めるということ、私は整理した方がいいのかわいかという意味合いを込めているわけでありまして、今幹事長が言われたこともまさにやっぱり、議論がここへ象徴しているから、26、24の議論に象徴しているからあれですけども、セットでここは整理をして、そして、少なくとも風連町が主張したからではなくて全体で決めたという整理をしていかなかったら、委員会として私はいかんでないのかという思いがあるということで申し上げたのでありまして。

ですから、若干そこは時間、休憩して、そんな難しい文面をつくるという意味ではなくて、整理をした方がいいのでないのかという気がしたということです。

福光委員長：他に発言ございませんか。

なければ暫時休憩させていただいて、定数の問題についてのまとめをさせていただきたいと思えます。

( 休 憩 )

福光委員長：それでは再開いたします。

これまで7回にわたって、特に議員の定数の問題については3回目の委員会からこれまで4回の議題としてきて、開会冒頭に申し上げましたように、今日の7回目の委員会で結論を出したいとお願いをしておりました。何回かの休憩を挟みながらそれぞれの意見を交換をさせていただいた結果、定数についても26名とするということに決定をさせていただきたいと思えます。

それで、今回皆様方のお手元に出しております議員定数及び任期についての6項目について、1つ1つ確認をさせていただきたいと思っております。合併の時期は18年3月とすることについてはご異議ございませんね。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：それから、議員の任期については在任特例を使い19年4月30日までとするということについてもご意見ございませんね。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：在任特例期間中の議員報酬は両市町議員の現行議員報酬とするということについてもご理解いただけますね。

（「異議なし」との声あり）

福光委員長：議員の定数は、議論の結果26名とさせていただきます。

そして、選挙区の設置は1回目の選挙のみとするということでございます。

6項目めについては、1票の格差は2倍とするということですから、定数が26であればやや、2.18ですけれども、18対8ということにさせていただきたいと思います。

あらかじめ皆様方に配付をしておりました委員長の見解、メモという形で出させていただいた6番目が、おおむね1票の格差が2倍とするということに基づけば、26という定数になれば18対8ということになるということで、これは決定をさせていただきたいと思います。よろしゅうございますね。

（「異議なし」との声あり）

福光委員長：それで、議会議員定数及び任期については、すべて皆様方の確認をいただきましたので、このように決定をさせていただきたいと思います。

今後、全体の合併協議会に委員長報告としてこれまでのまとめを報告をしなければなりません、その文言については事務局と正副委員長とで整理をさせていただいて委員長報告とさせていただくことについて、よろしゅうございますか。

（「異議なし」との声あり）

福光委員長：さらに、積み残してありました新市の名称、それから新市の事務所の位置については引き続き継続していきたいというふうに思いますので、このことについてもご理解をいただけますでしょうか。よろしゅうございますね。

（「異議なし」との声あり）

福光委員長：それでは、もう時間も時間でございますので、協議事項についてはこの程度にとどめておきたいと思います。

その他にもございます……。

佐藤委員どうぞ。

佐藤委員：今、確認されたこのペーパーの字句なのですが、中身云々ではありませんので、あらかじめお断りをします。この2番の選挙区選挙1期、それから5番目の選挙区の設置は1回の選挙のみとするというふうにこれがダブっていますので、この辺、文言の整理等、項目の整理等が必要ないのかどうかお伺いいたします。

福光委員長：これは委員長メモでございますので、このことについてそれぞれの委員が理解したことでそれはよろしいと改めてこれをどこかに出すというものではありませんし、委員長報告の中には文言の整理をしながら、幹事長あるいは事務局等との打ち合わせをしながら委員長報告の中で整理させていただきたいと思いますので、それによろしいでしょうか。

佐藤委員：わかりました。

福光委員長：ということで、継続審議と、そして今日決定された議員の定数及び任期についての議題を終えたいと思います。

木賀委員：もう一度、今、定数26について言ったけど、次回削減するとは言われなかった。。

福光委員長：はい。それは委員長報告の中に入れて文言を整理させていただくということ……。

木賀委員：整理するときには、言ってもらわないと。

福光委員長：はい。大変失礼しました。

文言の整理をするときに、それぞれの委員から意見が出た合併後の2回目の選挙からの定数の問題についても文言としてしっかりと入れておきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

#### 4. 次回の小委員会開催について

福光委員長：次回の小委員会の開催について、議題とさせていただきます。

中西事務局次長：事務局の中西です。

次回の委員会でございますけれども、8月23日からは住民に対する説明会が予定をされております。したがって、どうしても日程的にとれるのは9月に入ってからと考えております。

皆様方のまた日程調整等々も必要になってまいりますけれども、9月3日の日を前後に次回の小委員会を調整してまいりたいと考えているところでございますので、はっきりした日にちが今申し上げられませんが、そのような目標で次回の委員会を開きたいと思っております。

福光委員長：委員の皆さん、9月3日ということで不都合だと言われる方、今から。木

賀委員、中野委員のお2人ですね。

高見委員：ちょうどそのとき議長会がありまして。

福光委員長：そうか。1日はどうですか。1日は整理できない。

福光委員長：だめ。6、7、そのあたりでは。

中西事務局次長：済みません、その後に日程調整ができるのは9月8日、9日、10日と、この辺の近辺になるのですが。

福光委員長：8、9、10のあたりで整理させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

佐藤委員：極力早めていただければ。

福光委員長：住民説明会28日までかかるのかい。

中西事務局次長：そうです。28日まで。

福光委員長：28日まで。31日はどうなの。

中西事務局次長：住民意見の集約等々について、小委員会の方にもしも、できた分だけでもいいよということであれば、それはそれで頑張りますが。

福光委員長：昼間でもいいのかい、昼間いいというのだったら。

福光委員長：やはり夜、6時半。木賀委員は2日はだめだったの。だめ。2も3もないの。

福光委員長：31日。寝ないでまとめていただいて。

高見委員：1日。夜ならいいです。

福光委員長：1日夜だったらいいって。だけれども、木賀さんがおられないから。そのほか1日だめだという人は。議長いいの。木賀委員1人の欠席ですけれども、進めていいで

すか。

木賀委員：いいです。

福光委員長：では1日、欠席お2人今はっきりしているけれども、1日にやらせてください。いいですか。1日の6時でよろしいですね、申しわけありませんけれども。

福光委員長：まだ6日という委員さんもおられますが、この十何人をひとつにするというのはなかなか大変なことだけれども。木賀さん、済みません、1日で決めさせてください。お願いします。

それでは1日ということで。会場は名寄ですね。いいですね。

中西事務局次長：次回は名寄になりますので、よろしく願いいたします。

福光委員長：議題については、前回出された資料をもとにしてということよろしいですね。時間は6時。議題については、第6回るときに出された資料をもとにして、税や国保の方に実質的に入っていきたいと思います。

## 5. その他

福光委員長：それでは、その他の方ですけれども、事務局の方から。

久保事務局参事：事務局の久保です。

私の方からは、この間、この委員会でも一部意見として取りざたされておりました地域自治組織制度の関係で、是非23日からの説明会に、あらましのものについては双方の制度をそれぞれ持ち寄って整理する必要があるのではないかということで、先程といいますか、新市建設計画の小委員会の前段、基本項目の正副委員長、新市建設計画の正副委員長、正副幹事長にお越しをいただきまして、それぞれこの取扱いについて協議をさせていただきました。前段4時からの新市建設計画の中では一定の合意をいただきました。これは前段決めたことを縛っているわけではございませんので誤解のないように。それでは、これから説明をさせていただきますと思います。

まず、4月30日に実は双方の正副委員長会議を開催させていただきました。この中では、新市の建設計画の中で、新市が目指す新しい市の姿について、特に関係ある地域自治組織の設置を新市の将来構想に盛り込むことが必要だということで確認されておりますし、一方、この基本項目等の検討小委員会では、地域審議会及び地域自治組織等の取扱いを合併特例法に定める協議項目に掲げているということで、斉藤委員さんからはこの辺を早目にやるべきだということでご指摘あったところでございます。

それにこたえまして、先程お話しした結果、双方の制度を持ち寄ってそれぞれ整頓していく必要があるだろうということでございます。双方というのは、名寄市が自治法上の自治区を選択すると。風連町は合併特例法の特例区を選択するという、そういう制度設計であります。

この制度の考え方について整理をしていく必要があるだろうということで、建設小委員会と、それから基本の小委員会の選抜チームでたたき台について原案を検討していただくという、そういう方向づけであります。この委員会でご了承いただけますならそういう方向づけをしていきたいということで、どういう流れでやるかというのは、今、黒板を見ていただきたいと思います。

ちょっと字が小さくて見つらかったら済みません。風連案と名寄案ということであります。

自治組織の検討委員会ということで、これは、それぞれ双方の案を各小委員会からの選抜チームで原案を作成してみてもどうかという考え方です。これを持って住民説明会に臨みまして、その原案についての住民の意見をいただこうと。それをもとにまた検討委員会を開催いたしまして、基本項目、それから新市の小委員会それぞれに論議に付してまいりたいというふうに考えているところでございます。最終的には合併協議会で決定をしていこうと、そういう流れであります。それには自治組織の検討委員会を双方5名ほど選抜をさせていただければということで、これは新市建設委員の方は既に人選終わっておりまして、もし基本項目の方でこれを否決がされましたらこの案は流れになってしまいますけれども。

どういう構成かといいますと、委員長については、委員長は必ず入っていただくということであります。それから、議会の方から2名でございます。それから学識で2名ということで、名寄市、風連町双方からそれぞれ選出をしていただきますと、ちょうど5名になるということでございます。

ただし、副委員長が入っていないということで、幹事会あるいは正副委員長会議の中では、議員の枠でぜひ副委員長にも入ってもらったらどうかということで、新市の方はそういうふうに整理をさせていただきました。

そういうことで、福光委員長の手元で、正副委員長会議の提案について、お取り計らいをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

福光委員長：今日3時から正副委員長会議、幹事会、事務局の合同の会議を開いて、そのことが幹事会から提案されまして、全員でやれば合併協議会と同じになるということで、正副委員長だけが入るのではちょっとまた少な過ぎるということで、双方5人ずつ出そうということにさせていただきました。久保参事から説明あったように、両市町から議員1人、学識1人という4人を出していただいて委員長が1人入ると、こういう5人の構成で、5人5人で10人で検討委員会をとということでございます。そこで、もうすでに新市建設計画小委員会では私どもの会議始まる前に会議をやって、そこで決まったそうです。

それで、ここで皆さん方に、どなたがいいでしょうかということをお諮りするのですけれ

ども、できれば、僭越ですけれども、委員長指名にさせてもらえれば、よろしいでしょうか。大変申しわけございませんけれども、それでお許しをいただきたいと思います。

尚、先程、久保参事からは副委員長も議員の枠でという話もありましたけれども、副委員長がそのことについては辞退をしております、風連の他の委員から選んでくれという申し出がございましたので、その申し出を委員長として受けました。

それで、風連の側からは、議員は佐藤委員、それから学識の方では富永委員と。それから、名寄市側は、議員の方は斉藤委員、それから学識の方は木賀委員ということに指名させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：大変申しわけございません。そう決めさせていただきます。

それでは、久保参事、よろしゅうございますね。そういうことに決定させていただきました。

それで、8月16日に検討委員会を開催しますので、今指名された方については、改めてご案内させていただきます。よろしくお願いたします。それぞれお忙しい役割をお持ちの方ばかりでございますけれども、ご理解をいただきたいと思います。

今日の議題.....。

今幹事長：委員長、ちょっといいですか。もう終わりですか。ちょっとこのことに関連しまして。

福光委員長：はい。

今幹事長：済みません、先程、久保参事から説明したのですけれども、本当は今日原案を出して、それでこれを見た上で、よし、代表バッテリーにお任せすると、こういうようなことであれば一番いいのですけれども、残念ながら作業が間に合っておりません。それで、原案作成は、住民説明会用で、本当に住民から意見を聞くためということにしたいと思います。そして、住民から意見を聞いたものとあわせまして、今度は本当の案をつくっていかうと、こういう作業行程にしていきたいと思いますので、その点だけご了承をいただきたいというふうに思っております。

したがって、住民の皆さんには、こういうふうに決まりましたと、こういうような説明でなくて、今制度はこういうふうに考えていますという説明をしていきたいなと思っておりますので、その辺ご了承いただきたいと思っております。その上での作業ということになると思いますので、よろしくお願いたします。

以上です。

福光委員長：よろしいですか。  
はい、どうぞ。

高見委員：それで結構だと思います。  
事務局にお願いを申し上げたいと思うのでありますけれども、私どもも大変関心を持っている部分でありまして、そういう面では、お手数ですけれども、住民説明会に対する資料、住民説明会に各委員が出ればいいのだということにはなるわけでありまして、ぜひ全体の委員に、各委員、三十数名になって大変恐縮ですけれども、ひとつ一定の節々で資料をご送付をいたくなりお届けを、或いはとりに来いといったらとりに行くぐらいの形で結構ですけれども、そういう配慮をぜひお願いします。とりわけ住民説明会でどんな議論をするのかもわからなかったというのも私は本当に如何なものかと思うので、お手数ですけれども、ぜひよろしくお願いします。

福光委員長：よろしゅうございますか。

今幹事長：わかりました。

福光委員長：この住民説明会に、先程の正副委員長会議、幹事会の中で、正副委員長の出席を一定程度義務づけられたような形で話がありましたけれども、そのことについていかが、ちょっと、残念ながら23日から29日までの住民説明会に私がずっといないのです。それで、委員長が出席を義務づけられておりますけれども、義務を果たすことができません。それで、委員長のかわりに、風連の方は副委員長がいるからいいのですけれども、名寄の側で委員長にかわって出席をいただける方おられますか。

福光委員長：議長を出すというのはどうなのですか。議長は呼ばないのですか。

今幹事長：これは合併協議会が主催ですから。合併協議会の責任持って会長、副会長、それから今まで議論してきた両委員会の委員長、副委員長と、この人たちに今主役になっていただくという住民懇談会では、もちろん私どもも出ます。したがって、今、福光委員長から話があった、委員長、副委員長が出れない場合は委員会としてどなたか出ていただくということで考えておりますが。その辺はぜひ日程調整も含めて、いやこの日はどうしても都合つかないとかということがあるとお思いますので、また事務局と打ち合わせさせてください。

福光委員長：それでは、そのことについては……。  
高見さんどうぞ。

高見委員：私ども、出ることにはあれですけれども、今の議論、合併協議会で住民説明会を両市町に分かれてやるということなのですか。

今幹事長：そうです。

高見委員：それは本来的にもうちょっと議論した方がいい話かと思うのですが、僕は。住民懇談会という部分が、そこを本当に言い切れるのかどうなのか。そこは本当にちょっとあると思います。わからぬわけでないけれども、議論の経過をお話しすることなのか、それともどういう意見を求めていくのかによって、参加してそれに答えるというような形になるのか。そういう、私ども、仮にですけれども、出て、権限的な問題も含めてやっぱりあるのではないのかと。難しくこねくり回すわけでないけれども……。

福光委員長：確かに高見さんの言われるとおり……。

高見委員：僕はやっぱりあると思うのです。ですから、行政が主体的にやっていくのならいくという、それを持ち寄って合併協の中で議論をしていくというようなことなのか、それはちょっと整理をしておく必要があるというような気がしますけれども。

福光委員長：住民説明会で例えばいろいろな問題を委員に、例えば出席した委員、あるいは正副委員長、義務づけられているわけですから、行って、住民からその説明を求められたときに、いわゆるこの小委員会で話し合われたこと以外は恐らくしゃべれないと思うのです。踏み込めば、当然個人的な見解でしかないと思うのです。

だから、そこで果たして、いやいや合併協議会の主催だから出て、正副委員長も正副会長も話を、住民に説明をし、質問に答えれと言われても、ちょっと、なかなかつらい部分が私どもの方にはあるのです。

会長は行政の執行権を持った首長だから、それはいいけれども、私に、例えば住民がどう思うのだと問われたときに、私もなかなか、或いは木戸口副委員長もそれは困るのではないかと思うのだけれども、どうなるか。勝手に自分の思いをしゃべっていいですか。そういうことにはならないでしょう。

斉藤委員：委員長はまとめ役なのに、まだ決まってもいないのに、それを勝手に決まった、いやこういうふうになったのでお願いしますと言われてたって、それは納得できないのではないか。

今幹事長：合併協議会が、今まで合併協議会で決めたことを説明をすると。それに対して意見をいただくということなのです。

木賀委員：合併協議会に委託したのは市と町なのですよ。主体は、合併協議会が合併しようと言っている訳ではない、市と町が主体になって合併協議会で検討してくれと言われてみんなで検討しているのではないのですか。

今幹事長：それで、合併協議会で決めたことを説明をするということですから、やっぱり合併協議会が主催なのです。

福光委員長：それはいい。それを説明をする、今まで決まったこと、或いは議論してきたことを説明するけれども、だけれども、当然住民からいろんな意見が出て、或いは質問が出ると思うのです。そのときに、小委員会の委員長としてどうなのだとされたときに、果たして言い切れるかどうかなのです。

今幹事長：言い切れないことは言い切ることはないんです。だから、議論経過を説明せと言われてたら議論経過はやっぱり説明しなければならない、決まったことですから。

福光委員長：はい、どうぞ。

高見委員：それは本当にわからぬわけでないけれども、僕は手続論として、例えばこの小委員会の議論を、基本項目小委員会あるいは新市建設計画の小委員会を、例えばですけれども、運営小委員会ですっかり両首長にも理解をいただいたり、委員長報告をする前にそういう押さえをして、運営小委員会の機能、或いは、いわば両首長の機能というか、私は事務的にやっていくとしたらその詰めをして、それを受けとめながら例えば住民の意見を聞いていく。そして、首長として答えなければならぬ部分僕は出てくると思うのです。受けとめると。或いは、いや今後このことについてさらに協議会の中で議論をしていくというような部分、そういう受けとめ方の議論の住民懇談会というふうに位置づけていかないと、さほど決まったものがない中で、協議会だけで議論するとですよ。私は、そこら辺ちょっと危惧する部分があるのです。

ですから、例えば基本項目のところでも4つか5つ今まで議論してきているやつについても、やっぱり運営委員会の中に、こういう議論になっているけれども、まだ結論が出ないと。新市名についても、こういう議論になっているけれども、まだ結論には至っていないと。或いは所在地の問題等、今まで議論したものは一定程度やっぱり運営委員会で、例えばですけれども、両首長も含めて報告するものはきちり報告をして、そういう理解、報告というか議論経過を報告をして、そういう理解をした中で、例えば住民懇談会の中は私は行政主体でやっていくような形で、委員も、これは出なさいというのはフリーで、出ていくことについては何もあれですけれども、そのところで小委員長が答弁をすとかなんとかということになると、私は主体性の問題がちょっとどうかなという懸念を持っているということです。

福光委員長：いかがですか。

今幹事長：11日に行います合併協議会、ここまでの区切りをひとつ考えているのです。ここまでの区切りで、当然会長、副会長もいるところの区切りですから、ここまでに合併協議会で決まったこと、これを住民の皆さんに説明すると。今回、多くは新市構想案について説明をします。それから、基本項目の方で今まで決まったことについて11日で確認して、それはこうなりましたという説明をします、ここまではいいのです。

高見委員：それはわかります。

今幹事長：はい。当然意見をいただくことになると思いますので、それをではどこで主体的に受けるのかということになると思いますけれども、やっぱり合併協議会、あくまでも合併協議会で受けていきたいと思っているのです。ただ、それが、小委員長が答弁するかしないかというのはまた別の話であります。

福光委員長：わかりました。

それでは、大変恐縮ですけれども、いろいろありますけれども、報告の範囲にとどめるということで、義務づけられた正副委員長が行くということは理解をしたいと思います。

ただ、委員長が名寄側の出席ができませんので、委員長のかわりに委員の方に出席していただきたいと思います。この部分につきましては、後で整理させていただきます。後ございませんか。

福光委員長：それでは、これは名寄側の方の問題ですので、これは名寄側で整理させていただきます。

では、あと相談することはありませんね。ないですね。

中西事務局次長：1点だけよろしいでしょうか。

福光委員長：はい。

中西事務局次長：申しわけございません。自治組織の小委員会の方なのですが、8月16日とお伝えしておりますが、1時半から市民文化センターの方で開きたいと考えております。申しわけございませんが、この日程でぜひよろしくお願ひしたいと考えておりますので。

福光委員長：わかりました。

そういうことですので、先程、指名させていただきました4人の方、8月16日、1時30分、文化センターでございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

## 6. 閉 会

福光委員長：それでは、大変遅くまでご苦労さまでございました。ありがとうございました。

今日はこの程度で終わりしたいと思います。ご苦労さまでございました。